当金庫のキャッシュカードの利用制限について

近年、三重県内において、金融機関職員、官公庁職員などに成りすまし、お客様の暗証番号を聞き取り、キャッシュカードの不正取得による詐欺（ATM による不正出金取引）が多発しており、被害が急増しています。

当金庫では、こうした被害を防止するための緊急対策として、下記対象者のお客様について、令和１年１０月１日（火）より、キャッシュカード支払限度額の利用制限を実施させていただきます。

何卒、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

【ご利用制限対象となるお客様】

■ ７０歳以上のお客様で過去３年以上、ATM でキャッシュカードによる 50 万以上の出金取引のない方

【ATM のお支払限度額】

上記のお客様のキャッシュカードでのお取引は次のとおりとなります。

ATM での１日当たりのお支払限度額		ATM での１日当たりのお支払限度額
１００万円	→	**50 万円**

（注）お支払限度額とは、キャッシュカードで ATM から現金を出金できる限度額をいいます。

なお、一部のお客様は ATM 支払限度額、ATM 振替取引、デビッドカード取引、ATM 振込取引の総額が５０万円以下となる場合があります。

■ キャッシュカードの支払限度額の変更（100 万円に戻すなど）をご希望されるお客様は、窓口へご相談ください。

桑名三重信用金庫

令和 1 年 10 月 1 日現在